

「清流の国ぎふ」文化祭2024広報啓発物品発送等業務委託仕様書

1. 概要

令和6年秋に開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024の周知及び機運醸成を図るため、広報啓発物品（以下「広報物品」という。）を各都道府県や県内市町村等、関係団体へ発送するもの。

2. 契約期間

契約日から令和5年3月31日（金）

3. 委託業務の内容

- (1) 広報物品の集荷
- (2) 広報物品の仕分け、梱包及び発送

4. 業務詳細

(1) 広報物品の集荷

別紙1「広報物品発送一覧表」に記載された広報物品を、発注者が指定する場所から集荷する。集荷日時については、3月1日（水）以降とし、契約後、発注者と受託者の協議により決定する。

(2) 広報物品の仕分け、梱包及び発送

ア. 仕分け、梱包

- (ア) 発注者の指示に基づき、広報物品発送一覧表の区分により、次の事項を記載した「発送物品等内訳書」（様式は任意とする）を別紙2「発送先一覧」により、発送先毎に作成する。
 - ① 発送先名称 ② 送付物品の名称及び数量
- (イ) 広報物品発送一覧表、発送物品等内訳書及び発送先一覧により広報物品を仕分けし、発送先別に段ボール箱へ箱詰めする。ただし、発送する物品が少量であり段ボール箱を使用する必要がない場合には、任意の方法によること。
- (ウ) 段ボール箱の1箱目には、発注者からデータを提供する文書（A4用紙1枚）及び発送先毎の発送物品等内訳書を同封すること。
- (エ) 送付票または包装に以下の情報を記すこと。
 - ・ 記載情報送り主
「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局
(岐阜県県民文化局文化創造課内)

- ・電話番号
058-272-8227
 - ・物品の名称及び数量
 - ・段ボール箱が複数個になる場合は、箱の総数量及び個口数
- (オ) 梱包に必要な資材は受託者が用意する。
- (カ) 箱詰めの際は、物品の形状、重量を考慮し、発送中に物品が破損することがないように十分留意すること。なお、ポスターは折り曲げ可とする。

イ. 発送

- (ア) 受託者は、発注者が提供する発送先データに基づき、発送用伝票を作成する。
- (イ) 令和5年3月8日(水)までに、発注者が指定する発送先に発送し、令和5年3月15日(水)までに到着を確認する。
- (ウ) 発送及び納品の形態については、別途発注者と協議のうえ決定する。なお、発送方法について指定はないが、発送した事実が確認できるものとし、発注者に提供すること。(下記6.(2)参照)
- (エ) 広報物品に余剰が生じた場合は、すべての広報物品の発送終了後に発注者の指定する場所に搬入する。

5. 発送物の仕様、予定数量及び発送先

別紙1「広報物品発送一覧表」、別紙2「発送先一覧」のとおり
※詳細な住所は契約締結後に発注者から提供する。

6. その他

(1) 作業スケジュール

契約締結後、速やかに作業スケジュールを発注者に提出すること。

(2) 発送の事実確認

発送業務完了後、速やかに次の事項が記載された書類を提出すること。

①発送先 ②発送日 ③到着日 ④発送個数

(3) 業務処理責任者

契約締結後、委託業務の処理責任者を置き、発注者へ速やかに報告するとともに、連絡が随時行えるようにすること。

(4) 本仕様書に明示なき事項及び本仕様書に寄り難き事項については、その都度、発注者と協議のうえ進めること。

7. 不当介入における通報義務

- 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に業務内容の変更を請求することができる。

8. 発注者等

- 発注者

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会 会長 古田 肇

- 連絡先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局（岐阜県県民文化局文化創造課内）

TEL：058-272-8227 FAX：058-278-3529